

大阪市西淀川区役所保健福祉課（生活支援）臨時の任用職員（福祉職）

採用試験実施要項

令和8年2月2日

大阪市西淀川区役所

1 従事する職務

大阪市西淀川区役所保健福祉センターに勤務し、「最低限度の生活の保障」と「自立の助長」を目的とする生活保護法等に基づくケースワーク業務。(保護決定、訪問、調査、指導、指示等)
※その他関連業務として窓口対応・電話対応・パソコン入力作業なども含まれます。

2 任用期間

令和8年4月1日～令和8年9月30日

3 採用予定者数

1名

4 受験資格

①社会福祉主任用資格を有する者又は、採用予定日までに取得見込みの者

※ 社会福祉主任用資格を有するには、次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当することを要します。

- (ア)社会福祉法により、学校教育法に基づく大学（短期大学を含む。）において、「厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目（下記参照）」を3科目以上履修し卒業した方
(イ)社会福祉法により、厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した方
(ウ)社会福祉士、精神保健福祉士（共に見込みは不可）

厚生労働大臣の指定する科目

◎ 昭和25年～昭和56年卒業者

社会事業概論、社会保障論、社会事業行政、公的扶助論、身体障害者福祉論、児童福祉論、社会学、心理学、社会事業施設経営論、社会事業方法論、社会事業史、保育理論、社会調査統計、医学知識、看護学、精神衛生学、公衆衛生学、生理衛生学、栄養学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、共同組合論、法律学、刑事政策、犯罪学、医療社会事業論、修身

◎ 昭和56年～平成11年卒業者

社会福祉概論、社会保障論、社会福祉行政、公的扶助論、身体障害者福祉論、老人福祉論、児童福祉論、精神薄弱者福祉論、社会学、心理学、社会福祉施設経営論、社会福祉事業方法論、社会福祉事業史、地域福祉論、保育理論、社会調査統計、医学知識、看護学、精神衛生学、公衆衛生学、生理衛生学、栄養学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、共同組合論、法律学、刑事政策、犯罪学、医療社会事業論

◎ 平成11年～平成12年卒業者

社会福祉概論、社会保障論、社会福祉行政、公的扶助論、身体障害者福祉論、老人福祉論、児童福祉論、知的障害者福祉論、社会学、心理学、社会福祉施設経営論、社会福祉事業方法論、社会福祉事業史、地域福祉論、保育理論、社会調査統計、医学知識、看護学、精神衛生学、公衆衛生

学、生理衛生学、栄養学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、共同組合論、法律学、刑事政策、犯罪学、医療社会事業論

◎ 平成 12 年～現在までの卒業者

社会福祉概論、社会保障論、社会福祉行政論、公的扶助論、身体障害者福祉論、老人福祉論、児童福祉論、家庭福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論、社会学、心理学、社会福祉施設経営論、社会福祉援助技術論、社会福祉事業史、地域福祉論、保育理論、社会福祉調査論、医学一般、看護学、公衆衛生学、栄養学、家政学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、法学、民法、行政法、医療社会事業論、リハビリテーション論、介護概論

※指定科目の読み替え：上記指定科目名称以外であっても指定科目として認められる範囲（「読み替え」と呼称）を規定しており、この読み替えの範囲としてあげられている科目名と同じ名称の科目を履修されれば、この場合も指定科目を履修したこととなります。

平成 25 年 3 月 28 日に社会福祉主事の任用資格の取得に必要な科目の読み替え範囲等の一部が改正されましたので、指定科目及び読み替え規定については、上記の指定科目や厚生労働省のホームページを参考のうえ、読み替えの範囲等を確認してください。

- ◆ 当該改正以前に読み替えられた科目については、なお従前の例によることとされています。
- ◆ 大学等が科目の読み替えの手続きを厚生労働省に行っている場合に限り、異なる科目名でも適用することができますので、大学等に確認してください。

② 地方公務員法第 16 条（欠格事項）に該当しない者

地方公務員法（抜粋）

第 16 条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

③ 日本国籍を有する者

※ 本採用は、公務員に関する基本原則（日本国籍を有しないものは、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできないという原則）に基づき行われます。

5 選考方法

① 筆記試験（小論文）

課題について、文章構成力及び表現力等を問います。

② 口述（面接）試験

6 選考日時及び選考会場

日 時：令和8年3月5日(木) 午前9時30分集合

場 所：西淀川区役所内会議室

※ 日時・場所の詳細は後日、申込者に通知します。

※ 日時の変更には応じられません。

7 合格から採用まで

- ① 筆記試験及び、面接試験の得点が一定の基準に達している者を合格者とします。
- ② 受験者の得点が一定の基準に達しない場合は、合格者が採用予定数を下回ることがあります。
- ③ 合格者は臨時の任用職員（福祉職員）採用候補者名簿（以下「採用候補者名簿」という）に、筆記試験、及び面接試験の合計得点順で登録され、当該名簿の中から順位の高い者を採用予定者として決定します。
- ④ 採用候補者名簿の登録期間は令和8年9月30日までです。
- ⑤ 採用候補者名簿に登録されても、採用時期が令和8年4月1日以降になる場合や採用されない場合もあります。
- ⑥ 合格後あるいは「採用候補者名簿」登録後に、受験資格がないことや、申込みの内容に虚偽が認められた場合には合格・登録を取り消します。

8 受験手続

受験申込は持参または郵送にて受け付けます。 郵送の場合は必ず簡易書留で申込みください。

申込方法	<p>【期間】令和8年2月2日(月)から 令和8年2月18日(水) 午前9時～午後5時(土、日、祝日を除く)</p> <p>【持参】「大阪市西淀川区役所 保健福祉課(生活支援) 3階31番窓口」まで</p> <p>【郵送】「〒555-8501 大阪市西淀川区御幣島1丁目2番10号 西淀川区役所保健福祉課(生活支援)庶務担当」宛</p> <ul style="list-style-type: none">◆ 封筒に「臨時の任用職員採用申込書等在中」と朱書きしてください。◆ 封筒に下記の「必要書類①～④」を入れて提出してください。<ul style="list-style-type: none">・郵送事故による書類の紛失等につきましては責任を負いかねます。・郵送料金不足の場合は受け付けません。
必要書類	<p>① <u>臨時の任用職員採用申込書 1通</u></p> <ul style="list-style-type: none">・過去3ヶ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を貼付してください。・本市所定の様式に限ります。・「採用申込書」は大阪市西淀川区役所ホームページから取得してください。・紙で希望の際は、郵送または後掲の配付場所にて請求してください。 <p>② <u>申し立て書 1通</u></p> <ul style="list-style-type: none">・本市所定の様式に限ります。・「申し立て書」は大阪市西淀川区役所ホームページから取得してください。・紙で希望の際は、郵送または後掲の配付場所にて請求してください。

	<p>③ <u>社会福祉主任用資格の確認ができる書類 1通</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉主任用資格証明書又は大学等の履修証明書 ・ 社会福祉主任用講習会受講修了証明書 ・ 社会福祉士・精神保健福祉士資格証 等 (大学等が科目の読替の手続きを厚生労働省に行っている場合に限り、異なる科目名でも適用することができます。) <p>④ <u>「受験案内」送付用の定形封筒(長形3号) 1通</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必ず宛先を記載のうえ、320円切手を貼付してください。 (切手の提出がない場合は、受験案内の送付はいたしません。)
受験案内の送付	<p>試験の時間等の詳細については、受験の申し込みを受け付け後「特定記録郵便」で「受験案内」を受験者本人あて送付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和8年2月27日(金)までに「受験案内」が届かない場合は、大阪市西淀川区役所保健福祉課(生活支援)庶務担当あてに連絡してください。

9 勤務条件

勤務場所	大阪市西淀川区役所 保健福祉課(生活支援)
勤務日	土、日、祝日・年末年始を除く月曜日から金曜日まで。
勤務時間 (休憩時間)	午前9時から午後5時30分(休憩時間45分)
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日
時間外勤務	必要に応じて従事していただきます。

休暇	10日
給料等	月額238,496円(令和8年1月現在、地域手当を含む) ※支給日は、原則当月17日。※給料は変更となる場合があります。 ※通勤手当(1か月あたり上限55,000円)・社会保険等あり。

※勤務条件についての詳細については、採用決定後にお知らせします。

10 要項・申込用紙の請求

配布場所	大阪市西淀川区役所保健福祉課(生活支援)3階31番
郵送による 請求方法	封筒の表に「職員採用試験要項等請求書在中」と朱書きし、角形2号の返信用封筒(A4サイズがそのまま入るものに140円切手を貼付、郵便番号と宛先を明記)を同封し、大阪市西淀川区役所保健福祉課(生活支援)あてに請求してください。ただし、封筒の到着時期によっては申込期日までに届かない場合があります。

11 試験結果の送付

試験結果については令和8年3月13日(金)までに特定記録郵便にて発送し受験者本人あてに通知します。なお、結果については受験者全員に通知します。

12 試験結果の開示

試験の結果「不合格」の場合には、次の要領で申し出ることにより成績をお知らせします。得点及び順位については、令和8年3月16日(月)の午前10時～午後5時（正午から午後1時の間を除く）に大阪市西淀川区役所保健福祉課（生活支援）内において開示します。受験者本人であることが確認できる書類（顔写真の添付のあるもの：運転免許証、パスポート又はマイナンバーカード等）を持参のうえ口頭で申し出てください。

13 備考

- ・ この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- ・ 合否結果については、受験者本人以外にはお知らせできません。
- ・ 受験に際して大阪市が収集した個人情報は、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

14 この試験についての問い合わせは

大阪市西淀川区役所保健福祉課（生活支援） 電話（06）6478-9872

〒555-8501 大阪市西淀川区御幣島1丁目2番10号 区役所3階 31番窓口

担当：鼓・藤原